

平成23年10月8日（土曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（14名）

2番	高橋兼次君	3番	佐藤宣明君
4番	阿部建君	5番	山内昇一君
6番	山内孝樹君	7番	星喜美男君
8番	菅原辰雄君	9番	小山幸七君
10番	大瀧りう子君	11番	及川均君
12番	鈴木春光君	14番	三浦清人君
15番	西條栄福君	16番	後藤清喜君

---

欠席議員（1名）

1番 千葉伸孝君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
建設課長	西城 彰 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
綜合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
綜合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
總務課長補佐 兼總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	
事務局長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 德憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

---

事務局職員出席者

議事日程 第7号

平成23年10月8日（土曜日）

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議案第98号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算
  - 第 3 議案第99号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算
  - 第 4 議案第100号 平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算
  - 第 5 議案第101号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算
  - 第 6 議案第102号 平成23年度南三陸町漁協集落排水事業特別会計補正予算
  - 第 7 議案第103号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
  - 第 8 議案第104号 平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算
  - 第 9 議案債105号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算
  - 第10 発議第 2号 土地売買の調査に関する決議について
  - 第11 閉会中の継続調査申し出について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、1番千葉伸孝君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番佐藤宣明君、4番阿部 健君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第98号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（佐藤 栄君） 日程第2、議案第98号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第98号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、東日本大震災に伴い徴税等の減収が見込まれることから、所要額について減額としたほか、農業生産対策交付金や震災対応として再配分のあった重点分野雇用人材育成事業について、早急に推進するための予算を追加提案するものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、おはようございます。

補正予算の細部説明をさせていただきますが、2ページでございますけれども、ただいま局長が朗読いたしましたけれども、今回の補正予算は第10号ということで、今年度に入りまして10回目の補正予算ということになります。

それから、補正規模と総額でございますけれども、11億2,400万円を追加いたしまして、199億円という予算規模でございます。前年度同期が約78億円でございますので、約2.5倍のそういった予算規模になります。これは、当然震災対応の事業費ということになります。

7ページでございますが、地方債の補正でございます。

最初に、衛生施設災害復旧事業として1億920万円の地方債を起す予定でございますが、この内容は水道事業に対する繰り出しでございます。後ほど企業会計で説明がございますが、今回水道事業の方で12億円の災害復旧事業を見込んでございます。その12億円のうち国庫補助が10億4,800万円、企業債を4,280万円起す予定でございます。その残りの1億920万円を一般会計で起債を起しまして、企業会計に繰り出すというものでございます。

続きまして、歳入欠かん債6億7,100万円でございますが、今回震災によりまして徴税収入あるいは保育料の使用料の減収が出てまいりました。その歳入を補てんするために6億7,100万円の歳入欠かん債を起すものでございます。これにつきましては、発行額の75%が後年度の普通交付税に算入されますし、さらに残りの25%のうち20%が特別交付税で算入措置されるということになってございます。

続きまして、臨時財政対策債でございますが、3億3,000万円から3億5,800万円に2,800万円を追加するものでございますが、これは今年度の算定に基づきまして発行額を2,800万円追加するものでございます。

続きまして、歳入歳出に入らせていただきます。

11ページ、12ページでございます。

町民税等の減収でございますが、町民税で個人で2億2,970万円、法人で2,935万円の減額でございます。この減収割合は、現年度課税で個人はマイナス57.3%、法人でマイナス74.8%。以下、固定資産税ではマイナス66.6%、軽自動車税でマイナス36.6%、町たばこ税でマイナス50.0%、2 罝飛びまして入湯税でマイナス50.0%、6 税合計で減収見込み額がマイナス7億6,305万円で、予算に対する減収割合は61.6%のマイナスでございます。

続きまして、13ページ、14ページでございますが、9 款の地方交付税の補正でございますけれども、今回5億1,481万2,000円の追加でございます。その内訳が、普通交付税で2,156万5,000円、特別交付税で4億9,324万7,000円、合計で現在の交付税の総額が56億8,901万2,000

円でございます。56億8,901万2,000円ということになります。平成22年度の交付税の総額が39億6,184万9,000円、3961849千円でございますので、約18億円の増ですか、そういった額になってございます。

それから、11款の民生費負担金、記載のとおり保育料の減額でございますが、本年度条例改正によりまして保育料を徴収しないということになりましたので、全額を減額するものでございます。

続いて、14ページでございますが、農林水産業費補助金で東日本大震災農業生産対策交付金として1億8,308万円を計上してございます。東日本大震災により、農業用施設や営農用機材などを確保するために交付されるものでございまして、この内訳は国が2分の1、県が4分の1ということで、1億8,308万円でございます。

それから、商工費補助金で主に重点分野雇用創造事業補助金ということでございまして、緊急雇用等のそういった助成金が交付される予定でございます。

続きまして、15ページ、16ページでございますが、15ページの上段に土地売り払い収入ということで、町有地売り払い収入83万9,000円を計上してございます。議案関係資料のその2に具体的に地図等を記載してございますが、内容は弘川ダム本体部分の法面部分でございまして、気仙沼土木事務所との契約で売買するものでございます。1目は山林でございまして、面積が1,868平方メートル、坪で申しますと565坪でございます。平米単価450円、坪単価1,485円でございます。

それから、中段の総務費管理給付金ということで、ふるさと納税寄附金で1,000万円の増額追加をしてございます。9月末現在で、ふるさと納税223件で1,596万6,000円、15966千円の申し出がございます。

それから、震災復興給付金として、今回3,249万1,000円。これも8月22日現在で100件、9,291万8,000円、92918千円の申し出がございます。そういったことで、今回3,240万円の補正計上をするものでございます。

その下の市場事業特別会計繰入金でございますが、1億2,552万円でございますけれども、さきに仮設市場建設として一般会計から同額のこの1億2,552万円を繰り入れしてございましたが、後でも申し上げますけれども今回公益財団ヤマト福祉財団より仮設市場の助成金として交付されますし、また国庫負担金も対象になりましたことから、前回繰り入れました1億2,552万円を全額一般会計の方に繰り入れすることになりました。

その下段の地域活力創造基金繰入金でございますが、これは起業支援補助金、起こす方の業

でございますけれども、起業支援補助金として当初1件を見込んでございましたが、その後2件の追加申し込みがございましたので、その2件分の財源として基金から繰り入れするものでございます。

16ページ、雑入でございますが、学校給食費ということで6,812万7,000円の減額でございます。学校給食は、今年度完全給食ができないということから、本年度の保護者負担分を求めないということから、全額を減額するものでございます。

雑入の最下段でございますが、東日本大震災生活産業基盤復興再生助成金ということで2億6,260万円。具体的には、先ほど申し上げましたヤマト財団からの助成金でございます。具体的には、漁協あるいは観光協会へ歳出の方で補助金として交付する予定でございます。今回、ヤマト財団から交付されますのは、一般会計ではこの2億6,260万円と市場会計の方で別に9,000万円交付される予定でございますので、総額で3億5,260万円、352600千円がヤマト財団から交付される予定になってございます。

続きまして、歳出の方に入らせていただきます。

17ページ、18ページでございます。

今回、各款にわたりまして時間外勤務手当がそれぞれ減額になってございます。後ほど説明いたしますけれども、人件費の欄の時間外勤務手当には災害救助費へ組みかえすることになりましたので、各款からその分減額をさせていただきます。

一般管理費の特別旅費290万円と、それから19節の4,480万、これらについては今回災害で各自治体から長期の派遣をいただいておりますが、その派遣職員の自治体に対する負担金でございます。今回10名の派遣職員の増加を見込んでございます。

それから、18ページ中段でございますが、基金積立金で1,000万円、ふるさとまちづくり基金ということで、先ほど歳入で申し上げましたふるさと納税寄附金をそのまま基金として積みみますものでございます。

同じく、1 野飛んで震災復興基金3,249万1,000円も同額寄附金を基金に積み増しするものでございます。

19ページ、20ページは、特に説明はございません。

21、22ページも同様でございます。

それから、24ページ中段の災害救助費に職員手当として4,000万円を計上してございます。先ほど申し上げました震災復興業務に係る時間外勤務手当につきましては、すべてこれらの災害救助費に集約化をしてございます。

続きまして、25ページ、26ページでございますが、25ページのし尿処理費で1,280万円の委託料減額でございますが、ここに記載のように運転管理業務委託料減ということで、震災によりまして4月から6月まで運転業務を行っておりませんでしたので、その3カ月分の運転管理委託業務分を減額するという内容でございます。

25ページの下段でございますが、水道事業会計への補助金ということで3種類ございますけれども、賛助予算対応で料金収入の減収による分5,000万円を交付する予定でございます。

それから、地方債で申しあげました災害復旧工事分として1億920万円、それから小森ポンプ場移設工事をする予定でございますが、その補助金として繰入金として1億円ということで、合計で2億5,920万円の水道事業会計に対する補助金ということになります。

それから、26ページ中段でございますが、農業振興費で2億269万円ということで、東日本大震災により農業用施設や営農機材などを確保するために交付されるものでございます。先ほど申しあげましたように、国が2分の1、県が4分の1、町が12分の1、それから残りが事業主負担ということで、具体的にはJA入谷地区に農産物集出荷貯蔵施設、それから歌津地区に穀類乾燥調整貯蔵施設、それから戸倉地区にパイプハウス等の管理施設、それから志津川地区にパイプハウスあるいはトラクター等を予定してございます。

27ページでございますが、中段の水産業費でございますが、繰出金として2,080万円、漁業集落排水事業の繰り出しでございますが、袖浜地区の災害査定を受けたいということで、その作成分の繰り出しでございます。

それから、そのすぐ下でございますが、東日本大震災生活産業基盤復旧助成金ということで2億1,100万円でございます。具体的に申し上げますと、漁協の志津川支所分でございますが市場の備品購入費として1,600万円、漁船の購入費として4,000万円、簡易カキ処理施設建設費として5,000万円、仮設ワカメ作業場建設として3,000万円、体験学習機材購入費として500万円。それから、歌津支所でございますが漁船購入で4,000万円、仮設ワカメ作業場建設として3,000万円、合計で2億1,100万円の予定でございます。

それから、28ページでございますが、上段の起業支援補助金、歳入で申しあげました。当初で1件分の予算措置をしておりましたが、今回2件分が申し込まれましたので、その2件分を追加補正するものでございます。

それから、下段の重点分野雇用人材育成事業として約6,000万円ほど計上してございます。説明にございますように、今回も八つの事業を予定してございまして、新規雇用51人を見込んでございます。その内訳につきましては、議案参考資料のその2の方に詳しく掲載をして



ございます。

それから、29ページ、30ページでございますが、30ページの下から2行目の下水道費に4,122万5,000円を繰り出す予定でございます。公共下水道の災害査定設計を受けるために、今回4,100万円を繰り出す予定でございます。

31ページ、32ページでございますが、中段の委託料で3,500万円、スクールバス等運行委託料ということで、震災対応の臨時便を年度末まで運行するために3,500万円の追加をさせていただきたいと思っております。本年度の見込み額が、スクールバス委託料で約1億円になる予定でございます。

それから、最後のページになりますが、33ページでございます。

水産業施設災害復旧として、記載のように円錐取水塔の設計業務、それから円錐取水塔の復旧工事ということで5,000万円でございますが、これも先ほど申し上げましたヤマト福祉財団からの全額助成ということで工事をさせていただきたいということで、計画をさせていただきました。

以上で、主なものは申し上げましたけれども、補正予算の歳入歳出の細部説明にかえさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

では、質疑に入ります。質疑ございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど、漁業の関係で具体的なことをちょっと、お話しを総務課長がされたんですが、漁協が船を買うとか何とかとちょっとその辺の詳しい記録をちょっと今しなかったものですから、今一度お願いしたいというふうに思います。

それから、かなりの補正という金額であります。震災ですから仕方のないことかなということではありますが、今国の方では第3次の大幅な補正が盛り込まれて議論をしているさなかでありまして、一情報によりますと多くの金額が市町村に下がってくると。これも使ってくれ、あれも使ってくれというような、まだ決定はしませんがそういう方向性であるという情報が入っておりますが、もちろん町としても執行部としても情報を得られているかと思うんですが、従来計画している以上の予算が来る見込みが立っている、具体的は立っていないんですが、そういうことを想定した上での事業の展開というものをどのように考えておるのか。例えば、これぐらいだろうということで今は考えていたと。しかし、もっと来ればもっとこう

いう事業もできるのになというようなことも、今頭の中で考えているのかどうか。その辺のところでは。

それから、寄附金の関係で、これは危機管理課長に、前に3度ほど町の方に来ているお礼状がまだ出ていないということで、私も名前は控えておいた、どのように出てくるのかなと思って。しかしながら、残念ながらまだ今時点でも御礼状が行っていないということで、私も状況を聞いてみたんです。来ないことばかりを言ったのではということで、三浦議員にも協力してほしいという再三にわたっての要請がありましたので、私もイの一番に協力したいということを常に思っていますから、何事にも。そういうことで、状況を聞いてみたんです。そうしたら、義援金を勘定して持って行ったのではなかったと。義援金を自分で勘定して持って行ったのではなく、入れ物に募金をして、東京で募金活動をしたそうです。どういう入れ物なのかは、私も具体的に物を見ていないからわからないけれども、そのままそっくり持って来たというんです、募金箱を。だから、中身はその方は金額が幾らになっていたかわからなかったと。しかし、手渡したのは事実だということなんです。そこで、そういうたぐいの、募金箱というか、それを受け取った記憶があるのかないのか、その辺です。ないならないで結構ですけども、まずもってその辺。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 漁協の方へ補助金を出す関係でございますが、これは公益財団ヤマト福祉財団というヤマト運輸の会社、ここが東日本大震災の関係の復興財源に充ててほしいということでそういう基金をつくりまして、私どもの方で応募しましたらそれで採択されたということで、その中からなんですけれども当面漁協の方に対する助成金なんです、漁業の方で船を買う、あるいは仮設のワカメの作業場を建設する、それからカキのいずれそういう施設をつくるという場合に国から3分の2の補助が来るんですけれども、残り3分の1の負担を少しでも減らそうということで、このヤマト福祉財団の方のこの事業に応募しましたら採択になりましたので、その中から出そうということで、まず漁船購入なんですけれども、志津川支所と歌津支所に4,000万円ずつ。さっき申しました3分の1の自己負担の方の足しにしてくれということで。それから、ワカメ作業所。これは両支所に2カ所ずつつくるとということで、個々に3,000万円ずつ。（「3,000万円ずつ」の声あり）はい。それから、カキ処理場に関しては、これは志津川支所の方だけなんですけれども、ここは1カ所、5,000万円ということで計上しております。それから、あとは漁業体験観光の関係の、これは志津川支所です。こちらの方に、ライフジャケットだとか、そこに500万円ということで、合わせて記

載のとおり2億1,100万円を計上してございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 2点目でございますけれども、昨日閣議決定されて、けさちょうど閣議の内容資料をいただいたんですが、復興円高対策に9.1兆円ということでございますけれども、この中には当然被災自治体への交付金あるいは防災集団移転事業、それから地方交付税等そういったものも含まれているわけでございますけれども、基本的には私たちはそういった歳入に見合った歳出しか要りませんので、ですからこの制度はまだまだ煮詰まっておられませんので、その制度を見きわめながら復興計画との実施計画との整合性をとりながら、今後の復興計画あるいはまたそれ以外の事業計画を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 義援金の関係でございますけれども、募金箱のままお持ちになる方も相当数おいでになります。例えば、ボランティア団体が駅前街頭募金をしてその箱に入れたままとか、あとは子供たちが学校で募った募金を持ってくるということもあるので、ちょっと特定はできないんですけれども件数的にはかなりございましたので、それは受理をいたしまして内容を確認の上、あとは出納室で領収書を出してもらいまして交付しているといった状況になります。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 漁協の内訳につきましては、非常にこの3分の1の自己負担分をヤマトさんからもらった募金でやると。大変結構なことでありまして。このヤマト財団は、当初からこの我が町、全国ですけれども、非常に物資から何からいろいろと結構ご支援をいただいた財団、会社でありまして、この場をお借りするわけではありませんが心から感謝をするところでありまして。

そういうことで、まだまだいろんな、財団の方に町としてお願い、申請をどんどんやっていただいて。いろいろ調べてください。まだまだ、いっぱいいろんな会社に備わった財団がありますから、そういった要綱などを見ながら何がこの町として当てはまるのか、補助金、給付金に該当するものがあるのかということ、どうですかということ、聞く前にこちらから欲しいんですがというこの発信、それをしていかないとこの住民の方々の負担というものがなくならないわけでありまして、そういう姿勢が大事だということなんです。

今、第3次補正も歳入に見合った事業しかできないと。それはそうなんです。しかし、やはり住民のために国の方にもっともっとういものをやりたいんだけど、何か予算はないのかと、これが大事だということなんです。待っていては、あと最後になって本当に残った金額しか来ませんよ。早い者勝ちだといわれているんです、今。

実は、3日ほど前にそのような情報が入りました。とにかくすごい予算がつくよと。もう使ってくれ、使ってくれという予算になってしまうよと、この第3次については。来年度の補正なんかは頭がないようですから。ことしはことしで、とにかく何年分の補正の分をやるんだという意気込みで、この第3次補正が今組まれて議論されているようでありますから、もっともっと早くこちらの方から国の方に発信して、こういう事業をしたいんです、これが困っているんだ、補助金をください、こういう事業にはどうしたらいいですかということ。そうしないと残されると言っておりました。そう言われましたから、取り残されることのないように頑張っていたきたいとうふうに思います。

それから、課長、それでは結構そういう箱があるということだから、その方もちゃんと住所と名前も書いて置いていった。ちなみに及川さんという方だから。多分すぐわかるでしょう。わからなくてもいいから、それじゃあ出してくれないべかね。なぜなら、これ以上何ともならないもの。わからない、わからないとずっといるから。それでは、あとで住所を教えるから。確認できないでしょう、もう。その方は、職員さん達が何か腹が減って弁当でも買って食ったんだろうということをおかれておりましたので、それはないでしょうという話はしておきましたけれども、そういうことで住所を後で教えますのではがきを出してください。これ以上、何ともなりません。まさか、犯人捜しをするようなわけにもいかないから。そういうことです。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 震災後6カ月たちまして、中にはこちらで名簿は全部つくっておりますけれども、職員のはがきの発送の手違いでもしかすると送致されていない場合もあるのかなという場合もあるのかなということもありまして、再度お送りするのも大変申しわけないという文面も中にしたためながら、もう一度送致するという形で今指示している作業中でございますので、送りしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 3点ほどお聞きいたしたいと思います。

最初に、25ページの衛生費4項上水道のことについてお聞きいたしたいと思います。

2億5,920万円が補正額で計上されてあるわけなんですけれども、その説明書きには、課長からも説明があったとおり水道事業会計補助金というようなことなんですけれども、この中身を少し詳しくお願いしたいなというふうに思います。

それから、26ページでございます。

農業費の中の農業振興費3目でございます。ここも2億2,690万円の補正額が計上されてありまして、東日本大震災農業生産対策交付金ということでございますけれども、課長説明では貯蔵施設を入谷ほか戸倉、歌津にそれぞれ施設が割り振りされているということの中で、国2分の1、県4分の1、町負担12分の1というようなことなんですけれども、この中身を少し教えていただきたいとします。

それから、さらに27ページにまいりまして、2款水産業振興費2億1,100万円。この東日本大震災生活産業基盤復興再生助成金という説明がありますけれども、基幹産業である水産業に対しての助成金の説明でございますけれども、この辺についても今少し細部についてご説明をお願いしたいなと。

以上3点をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 気温が上がってきましたので、暑い方は上着を脱いでも結構です。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、1点目の25ページ、水道事業会計の補助金でございますけれども、3種類ございまして、その第1点目は今回の震災によりまして、水道料金が被災を受けた分減収になりました。その現金の不足分が5,000万円、いわゆる使用料が不足してまいりましたので5,000万円を一般会計の方から補助金として繰り入れをしたいと。それから、水道で12億円の今回災害復旧を行うわけでございますが、そのうち一般会計から1億920万円を災害復旧工事分として繰り出すものでございます。それから、3点目は小森ポンプ場を移設する予定でございます。三陸道の関係で。その関係と企業債の元金償還分1億円ということで、三つ合わせまして2億5,920万円の水道事業会計の補助金ということになります。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、ご質問の第2点目でございます。

26ページの農業振興費2億2,690万円の内訳でございます。

国費ベースで申し上げたいとします。箇所は4カ所ありまして、そのうちの国費が1億4,869万1,000円。それから、県費が、国費は2分の1になりますけれども、県費は4分の1でございます。3,438万9,000円。それから、町費は12分の1になるわけでございますけれど

も、1,961万円。合計で、2億269万円ということになります。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 27ページの農林水産業費の2目水産業振興費の関係で詳しくということですが、この東日本大震災生活産業基盤復興再生助成金といいますのは、ヤマト運輸グループの方でこの大震災の復興に当たりまして助成したいということで、宅急便1個について10円ずつの寄附をいただいているんだそうです。それで、今回青森県から福島県までの4県の方に、こういう復興のための事業をするために必要な事業があれば助成したいということで、私どもの方も応募をいたしました。27事業が応募したんだそうですけれども、そのうちの第1次の採択で9事業が採択になりまして、その中の一つに私どもの方が入りました。

総額で、私どもの方は3億6,523万円ほどの申請をしたんでございますが、そのうち一般会計の方に2億6,260万円ほどを計上いたしまして、残り9,000万円は後で審議していただきます市場事業の方へ計上いたしました。今回、一般会計の方で、ここで19節に負担金補助といたしましたのは、特に漁協関係で船だとかそれからカキ処理場、ワカメ処理場だとかを新たに事業でする際に国からの補助金が3分の2は来るんですけれども、残り3分の1は受益者負担をしなければならないと。その受益者負担の幾らかでも足しにしようということで、このヤマト福祉財団からの助成金をここに充てるということにいたしまして、それで内訳は先ほど三浦議員から質問がありましてお答えしたとおりなんでございますが、当町内には県漁協の支所が2カ所ございまして、歌津支所、志津川支所が受益者負担すべてを賄うわけにはまいりませんけれども、そのうちの幾らかでも足しになってほしいということで、これらの金額を計上したというそういう次第でございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） その1番の上水道についてでございますけれども、ただいまの答弁ですと水道料金の使用料ほか充当するんだということでございますけれども、この水道事業については皆さんご存じのように大変な災害復旧費がかかっているわけでございます。さらには、その復旧までの期間というのは非常に長期にわたって復旧、復興に当たられたという経緯、経過がございます。そういう中で、再度質問になろうかと思っておりますけれども、今回の補正にあっても、できれば既存施設の復旧で今はやっておるわけなんですけれども、既存施設の復

旧、復興で給水をされておるわけなんですけれども、これをこのまま継続していくのか、あるいは新たな水源地の確保、調査の段階だというようなお話しをさきにもされてありますけれども、こういうことに充当してはいかがなものかなど。そういう復旧、復興こそ、将来につなげる大きな災害復興のビジョン構想にしていかなければならないんだらうと私は考えたのでこの質問をしているんですけれども、この水源確保調査等々についてはどのような状態になっているのか、あるいは調査が済んだらどういふふうな復興対策をされるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

さらに、次のことをございますけれども、農業振興費の中の負担割合、その配分の額は答弁されたんですけれども、その配分の中身を聞いたかったんです、実は。例えば、先ほど概要説明で総務課長が申されたんだけど、入谷につくる貯蔵施設はどのような施設をつくるんだ、あるいは戸倉はどうなんだ、歌津はどうなんだとそういうようなことで、つまり農業の振興にこれを使ってほしいというようなことをひとつおわかりでしたらお聞かせ願いたいとそういうふうにあります。

さらに、3番手でございますけれども、水産のことについては前者もお聞きいたしましたのでただいまの説明で了といたしますけれども、その2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所所長（千葉雅久君） ただいまのご質問でございますが、水源の関係でございますが、後に企業会計の方の補正で水源調査委託費を計上してございますが、一応候補地として電気探査などをしまして10カ所探査しまして、そこから3カ所ほどに絞り込みまして、シクツイ、ケーシングという鉄の30センチぐらいのを差し込んで揚水試験、それから段階試験とかを実施する予定で予算を計上しております。その結果に基づきまして、その水源箇所を決定したいと思っております。

それから、仮設管ということで現在通水しておりますが、これはあくまでも応急復旧ということで、とにかく早く皆さんに水を供給するというところで復旧工事、これは埋設工事よりも素早く工事ができまして水を通水するというところで工事を実施したわけでございますが、東日本大震災水道復興支援連絡協議会というものが4月に設立されまして、この間も会議に職員が出席しまして、本町を初め石巻市さん、女川町さん、気仙沼市さん、それらの状況等の説明、また今後の復興に向けて、本復旧に向けていろいろと協議していくところでございます。現在、復興に向けて今、本管関係もどのようにしたらよろしいのかということで、いろ

いろと検討、協議しておりますので、現在の仮設管はもうしばらく今の状態で通水するような状況でございます。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、施設の概要につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、入谷の方につくります集出荷センターでございますけれども、これにつきましては建物規模で500平米というふうなことで、一般的に集出荷受益面積は、おおむね周辺の50ヘクタールを対象にして物を集めるというふうなことで計画をしております。

それから、歌津地区のライスセンター、これは田表地区の方に、またこれも受益面積は40ヘクタールを対象にいたしまして建物が540平米の規模のものを建設するというふうなことで考えてございます。乾燥機が、35石のを4基、25石のを1基というふうなことで計画がなされております。

それから、戸倉地区につきましては西戸地区になりますけれども、ハウレンソウのハウスをつくるというふうなことで計画がなされております。なお、この際にパイプハウス等管理機械は一緒なんですけれども、生産資材、それにつきましては別個に現物支給というふうな形になっております。資料は、すみません、添付になっておりませんので説明での……。

それから、最後に志津川地区のイチゴハウスです。これもパイプハウスで、それを助成するというふうな内容になっています。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 説明で理解もできるんですけども、水源確保のための10カ所探査をした結果、3カ所がその候補地に今のところは考えられると。その3カ所はどこなんだべね、教えられないべかね。

そういうことと、現在は仮復旧、そういうような形でここ1年になるか2年になるのかわからないと思うんですけども、そういうことをまず早めて、復興の中に入れるような方法もやはり考えなければいけないのではないかなと。と申しますのは、今の給水管は全部路面に露出しております。寒さがどれほど加わるかわかりませんが、そういうようなことを考えるとまた災害、つまり破裂する可能性も懸念されるというようなことからすれば、当然早めたそういう水源確保が必要であって、それから埋設工事を徐々に進めていくというよう



なことも考えるべきではないかなとそんな思いでございます。

それから、今の仮復旧箇所は、どうしても地盤沈下をしておりますして水脈が恐らく下がっている、変わっていると思うんです。そうすると、除塩する期間もまたこれもかかるというようなことからすれば、そういう懸念もあるとすればやはりそういうことを考えた中で早める必要がある。命の道で三陸道は徐々に近づいてきていますけれども、命の水ですから、命をつなぐ水です、これは。やはり、ライフラインとしては必要、欠くべきものではないというふうに思いますのでその辺をお願いします。

3カ所の箇所だけでよろしいと思います。まず、あとは十分首長を始め検討しているようすから。

それと、農業施設の関係なんですけれども、説明にあったイチゴのパイプハウスの関係について、私は地元でございまして、それは事業が始まって間もなく定植の準備がされて、年明け早々に収穫ができるというような話も聞いておりますので、この農業復興については一番最初かなというような思いをしているわけでございますけれども、ぜひ戸倉地区においてもハウレンソウを主とした、葉物栽培を主としたこのパイプハウスの施設導入ということであるようだし、それから管理機械、これはどちらにしても話を聞きますとすべて流失しているような状態でございますから、こういうものについてもやはり十分考えた指導と予算配分をしていただきたいなとそういうようなことでございます。

そのことについて、もう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所所長（千葉雅久君） すみません。私の説明がちょっと不足かと思うんですけれども、水源調査については、これから企業会計の方で事業費が採択されれば事業を発注という運びでございますので、ひとつその点をよろしくお願いいたします。

あと、それからその露出管につきましては、これから冬に向けて露出になっている部分については埋設できるところは埋設し、埋設できないところは管を保温していくということで今準備を進めているところでございます。

以上でございます。（「その3カ所」の声あり）

すみません。その3カ所は、これから企業会計の補正予算が採択されましたら、これから事業を発注しまして電気探査をして、水源地の揚水試験などをしてその3カ所を絞って行って場所を決定するということです。これからでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） イチゴハウスでございますけれども、パイプハウスのほかに消毒用の噴霧器とか自走式のラジコン用の噴霧器、それから西戸地区につきましては自走式の肥料散布、それから自走式のハウレンソウの根切り、それから自走式のラジコンの動力噴霧器と消毒に関するもの、そういった管理する一切の物も含まれておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 3点ほどお願いいたします。

1点目は、7ページの、先ほど起債のことでちょっと説明がありました。75%は普通交付税で、そして25%のうち20%は特別交付税でされると。その残りの5%はどれぐらいになるのかなと心配しております。5%のさらなる見通しがどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、13ページの国庫支出金の中の子ども手当システム改善費補助金とあります。これは、多分今度子ども手当が変更になるのでそのためのものではないかと思いますが、その中でいろいろいわれております子ども手当の金額なんですけど、変わってまいります。そこで、扶養控除がなくなりましたね、前に。そういうことで、個人負担というか、かなり減額になるところが出てくるのではないかと思いますが、その辺を伺いたいと思います。

それから、24ページです。

24ページの民生費1項の福祉アドバイザー報酬とありますが、この中身を教えてください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 歳入欠かん債の交付税措置のご質問でございますが、歳入欠かん債も2種類ございまして、課税免除分と減免分があるんですが、約半数なんですけれども固定資産税は課税免除分ということで、3億6,000万円ほどあるんですが、これは交付税で100%

交付されるということでございます。

それから、減免分は先ほど申し上げましたように、75%を後年度の基準財政需要額に算入され、最大で20%は当該年度の特別交付税で措置ということで、このルール計算上でいきますと5%は自治体負担ということになるかと思えます。（「5%の金額」の声あり）おおよそ1,500万円でございます。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 2点目の子ども手当のシステム改修に関連する部分でございますが、委員おっしゃるとおり、制度が変わることに対してシステムの内容を変えるものでございます。具体的には、手当の支給額が変わるという部分、それから所得制限が加わる、それから子供の年齢に応じた額と、それからそのお子さんを誰が養っているのかというようなことを機械の中にきっちり入れるというような仕事が発生するというようなことでございます。

それから、扶養控除の関連でございますが、ちょっとまだ扶養控除そのものについてはっきりしていないところもございまして、どれぐらい今までの制度と新制度で親御さんのご負担が増えるというよりも、子ども手当の額がどう変わるかというようなことなんですけれども、一応扶養控除を含めない形での試算をした資料ですと、この10月に支給されるんですけども、ちょっと段階的に四つでございます。3歳未満のお子さんの場合ですと、町全体で180万円ぐらい増える見込みです。それから、3歳以上小学生のお子さんの家庭の町全体の総額ですが1,000万円ぐらい減る。それから、3歳以上小学生で第3子につきましては1人1万5,000円が支給されることとなりますので、この階層の方は140万円ぐらい増える。最後に、中学校の部分で560万円増えるということとなりますので、各世帯世帯ごとの試算については子供の人数とか学年で異なりますので、計算はしておりません。新しい制度の支給額でございますけれども、3歳未満は1万5,000円、それ以外は1万円になるんですけども、第3子以降、3番目のお子さんについて3歳以上で小学生までは1万5,000円というような内容でございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、福祉アドバイザーというようなご質問でございます。福祉アドバイザーにつきましては、先般の6月の議会で承認をいただきまして、その際に避難対策も含めて県の保健福祉事務所の次長さんで退職をなさった方に7月から、7月、8月、9月とこちらの方にお手伝いをいただいております。最初は、避難対策の関係というよう

なことで、避難所が終わればというようなことでそういう予算措置をしておったんですが、実際には支援員というようなことで120人を社協の方に委託をして、そういう事業を展開しておりますので、今後もそういうアドバイスをいただきたいというようなことで、今回また新たに予算措置をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 5%、1,500万円ということで、この金額が今からどういうふうになるのかなということを心配しておりましたので、何か予算的に町の負担にならない部分が出てきてもいいのではないかと思いますので、その辺の見通しをもう一度お聞きしたいなと思っています。

それから、子ども手当についてなんですが、今まで中学生まで一律1万3,000円。これが、3歳未満と3歳から小学生の第3子以降の人は1万5,000円、3歳から小学生の第1、第2子は1万円だと。これはもう減額になりますね。扶養控除の関係でいいますと、本当に減額になってむしろ負担が増える家庭が出てくるのではないかと私は心配しておりましたので、その辺をお聞きしたかったんです。そういう家庭があるかどうかということを、当町で何世帯かあるのかなと思いましたので、その辺を聞いたかったので、わかれば教えていただきたいなと思います。本当に、せっかく子ども手当が来るとそういう点で予定していたところが大分減額されるので、困っている家庭も増えるのかなと思いますので、その辺をお聞かせ願います。

それから、福祉アドバイザー。これは、県の退職した次長がこちらに来てアドバイザーをしていると。これをまた延長するという事なので、ちょっとどういうものかなと私は。支援に対していろんなアドバイスをしたり、いろんなことがあるとは思いますが、さらにアドバイザーとして活動を支援していただくという点で、何かちょっとまだそこまでこちらは自立しないのかなと思っておりましたので、その辺で。今回は、またさらに3カ月分ぐらいですか、この予算は。その辺をもう一度お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、歳入欠かん債だけではなくて、今回の震災によって起債を起こした場合にその部分を3次補正で交付税として交付するというような、そういった情報がございました。昨日決まったこの閣議方針の決定を今見ているんですが、そういった明文化はまだちょっと今調べられないんですが、そういった内々の情報がございますので、制度的

にそういう制度が確立されれば起債は予算で起こしておりますけれども、そういう交付税等で措置されれば起債を起こさないでそういう財源手当ができるというようなそういった制度の可能性もまだございますので、これらについてはもう少し3次補正の状況を見ながら対応させていただきたいというふうに思います。

国の方では、今回の震災によって地方団体に、そういった財政的な迷惑をかけないというふうなそういった基本方針でありますので、できれば私たちもそういった財源手当がされれば財政運営も非常にしやすいのかなというふうに考えています。

○議長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 扶養控除が適用されることによりまして、実質子ども手当が減額になる形になるのではないかとのご懸念でございまして、現行は1人1万3,000円、仮にお2人いれば2万6,000円。今回、単純に1万円となりますとお2人の場合は2万円ですので、差し引き6,000円マイナスと。中学生とか、あと第3子以降あるいは4人目、5人目とお子さんがある場合はまた別なんでしょうけれども、手当だけでも多少減るのかなという感じはいたします。それによって、さらに今度は扶養控除が外れるということによってその分の税負担が発生しますので、これもまた行った来たで親御さんのご負担が大きくなるというような図式の想像はつきます。

現在、当町では受給者という部分で約1,000名の親御さんの数ということで、子供が一千七百か八百ぐらい、ちょっと移動がございまして1,800人ぐらいだと思うんですが、いずれそういう世帯ごとのデータを抽出して、そして1世帯ごとに扶養の取り方というものがどのようになっているのか一度チェックをして、担当の方で中身の検証をして、何かわかりやすい資料でもおつくりして、お示しをする機会があればと思っておりますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 福祉アドバイザーの件でございしますが、月20万円で6カ月分、3月までを想定しております。

この方につきましては、先ほども言いましたが県のOBの方というようなことで県とのパイプも非常に太うございまして、例えば今回うちの方で建設をいたしました福祉仮設住宅、あれにつきましてもこのアドバイザーの方の提案によるものというようなことで、非常にうちの方でも大きな戦力となっておりますので、ぜひ3月まで延長したいとそういうふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） その地方債のことなのですが、本当に第3次補正の中にこういうのが出てくるのかなと、そういう情報があるのかなと私も期待しながら実は聞いたので、ぜひこれを町の負担にならないような形で進めるように町でもぜひやってほしいなと思っておりま

す。  
それから、子ども手当については、世帯ごとのチェックを今からして調査をするとそういうことなので、本当に子ども手当が国の方針として出されたときにこういう懸念も出ていたんですよね。それが、本当にまだ何年にもならないのにまた変更するというので、町の負担もこういう点では大分大きくなるかなと私は思っております。本当に世帯によって違うんですが、その辺のことをわかりましたらぜひ教えていただきたいなと思っております。

それから、福祉アドバイザー。月20万円で3月までということなので、それなりの仕事をしたいと私はそう思います。

以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋健治君。

○2番（高橋健治君） 確認させていただきたいなと思います。

この重点分野雇用、28ページ、29ページです。この予算事業は、前回もあったようで大体収支はわかっているようなつもりなのですが、事業区分が委託と直接とあるわけですが、委託先はどこなのか。

それから、私の見方が悪いのかどうかちょっとわかりませんが、予算書と参考資料の数字的に合わないような気がするんです。この予算書に載っていない部分も参考資料の方に含まれているのかどうかとちょっと今迷っているんです。例えば、7番の震災復興物資輸送路管理事業、予算書の方では臨時職員の賃金が800万円、それから資料の方では人件費が900万円というような形で、これに類して震災復興の方にかかわる消耗品の5万円があるわけですが、これを足しても100万円というのがどこにいつているのかなという感じで、ちょっと迷っていたんです、どう解釈すればいいのかと。その辺、説明願います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 資料の方には、人件費と計上してございますが、そして予算書には賃金とあれをしております。それで、この方々を直接雇用する場合には、雇用保険とか社会保険を適用しなければならないものですから、ですから予算書の方では4節共済費ということで、ここにその差額が含まれております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋健治君。（「委託先だな」の声あり）

○産業振興課長（佐藤 通君） すみません。委託先に関しましては、29ページの委託先の関係でございますが、水産業復興支援事業の委託料に関しては、これは漁協でございます。それから、文化財復旧整備事業に関しては、これは……。すみません。これは、生涯学習課の方から後で答えてもらいます。申しわけございません。あとは、復興グッズの開発及び促進事業に関しましては、これは観光協会の方でございます。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 指定文化財の復旧整備事業関係の委託先は、民間を考えていまして、いろんな文化財関係の国の事業等を手がけている団体なんですけれども、ランドブレインというふうな団体と、あと協力をもらうことでふるさと研究会というのがあるんですけれども、そこと連携をとりながらやってもらうというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋健治君。

○2番（高橋健治君） その今課長が言ったことと関連するようなものを拾って合計してみたんですけども、資料のところと何か合わないような気がするんですよ。例えば、共済、それから賃金、それから需要費、それから委託料、これを拾ってみたんですけども、拾ったその項目が足りないのかどうか、合わないなと今思っていたんです。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋健治君。

○2番（高橋健治君） いいです。後で、じゃあ詳しく聞きますから。終わります。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 28ページの8目緊急雇用創出事業の69万9,000円と9目重点分野5,917万9,000円、これを足しますと参考資料の5,987万8,000円の事業費ということで、8目と9目をそれぞれ足した数字が事業費となっております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 総務管理費ということで伺います。17ページになるわけですが、負担金補助及び交付金の中で災害派遣長期派遣職員の負担金とあります。4,480万円。これは、現在何名おられるのか。10名の増加分ということでありますけれども、いつごろまでこういうシーンが必要なのか、いわゆる内容内訳、その辺のところをお聞きします。

それから、各避難所が解消されて皆仮設に移って、一応生活は落ち着いてきたなとこう見るわけなんですけれども、これまで各避難所に対して全国各地からあらゆる支援がなされたわけです。そのことに対して、町当局としてのいわゆる御礼とか謝礼とかといったようなものは、

感謝状等もありますし、こういったものの基準、どういうことでどういうふうな発行といたしますか、御礼、謝礼をしているのか、その辺のところをお教えてください。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 職員の長期派遣でございますが、これは自治法に基づく派遣でございまして、長期派遣といいますと大体3カ月から1年ぐらいということで、これは派遣を受けた町村が派遣元の方にそういった職員の人件費分をお支払いするというようなそういう制度の仕組みになってございます。これまで、現在ですと11名の長期派遣をいただいております。主に震災復興課あるいは建設課、保健福祉課という部署でございます。

今回、予算措置いたしましたのは、10月以降新たにやっぱり10名程度を考えてございまして、震災復興課あるいは建設課、町民税務課各部署にわたりますけれども、どうしても昨年度と比べて40名ほどの職員が減になってございまして、今までは短期派遣でいろいろお手伝いをいただきましたけれども、徐々に短期派遣が少なくなっているということと、やはり専門的な職員の応援をいただかないと、これからはなかなか災害復旧あるいは復興にも人だということで、今回10名分のそういった6カ月分あるいは場合によっては5カ月分もありますけれども、そういった長期派遣の職員の負担金を計上したところでございます。

なお、期限は3月31日まででございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 各避難所等のいわゆるボランティアあるいはNGO、NPOというような形でいろんな団体が入ってまいりました。当初のうちは、うちの方も把握がほとんど困難だというような状況にございましたので、現在NPO、NGOの方でいわゆる協議会というようなことで、現在でもいらっしゃるNPO、NGOさん等を集めて、そういう説明会なり会議を開きたいというようなそういうご提案がございましたので、その際にそういった方々が、各避難所にどういう団体が入ってきたのかという調査をしたいとそういうふうにご考えております。その時点で、そういう謝意については検討させていただきたいとそういうふうにご考えております。

今のところ、例えばどの線でどういう謝意をするのかというようなことは一切まだ決めておりませんので、その調査が終わりましたら検討させていただきたいとそういうふうにご考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） この長期派遣は、震災直後から入ってきたいわゆる関西広域連合さんと



かああいう方々もおるわけですね。そういった方々が、短期で、1週間ぐらいで交代した方々もあったわけです。いわゆる支援と派遣とは違うというふうに解釈しておるわけですが、支援の方にはいわゆる経費というものは計上しなくても済むんでしょうけれども、今後長期派遣が3月31日までということなんですが、こういった方々は大変ご苦労さんなんですが、それで間に合うのか足りないのか、皆さんの今後の災害補償等の身分保障、そういったものはどのようになっておるのか。ご苦労をかけるわけでありますから、被災地に来て働いてもらってご苦労をかけるわけでありますから、それなりのことをしてあげなければならぬというふうに解釈をしておるんですけれども、その辺のところ。これまで、幾らぐらいの職員の方々が南三陸町に来て支援をしていただいたのか、その辺を聞かせてください。

それから、このボランティア。町で把握していない、各避難所に直接ダイレクトに来て支援をして、そして物資を持って来て、炊き出しをしてくれて、そしてまたイベントやってくれたり、大変な支援が避難所ごとにあったわけですね。避難所から今度は発信をしますと、それにこたえて各自がボラセンを通さずにいっぱい入ってきた、そういう何があるわけですよ。ところが、その方々は単発で来る方もあれば、あるいは長期の支援をする方、そしてまた民間もあればあるいは社協のボラセンから直接その方々が南三陸町に入ってきて、南三陸町のボラセンを通さずに事業を継続している団体もまだあるわけですね。そうした方々を町はどの程度つかんでおるのかということを知っているんです。例えば、自衛隊さんとか、医療団とかそういう大きい方々に対する感謝状というものわかるんですけれども、民間でも誠心誠意毎週来るとか、ずっと避難所から来ているとかというようなそういう誠心誠意やって、社協団体などには全国から社協が物資を募って、それをこの南三陸町に毎週届けておるといったような団体もあるわけだ。そういう団体には、いわゆる町当局を通してないから、町で把握していないから当然町から御礼状も何も行かないわけです。もっともボランティアというのは、御礼状をもらうためにやっているわけではありませんから、それはそれで当たり前なのかなと思うんですが、ただやはり地域に対して来たものに対して、町が知らなかったやでは済まないのではなかろうかなとこう思うんです。やはり、そこらはきちっと把握をして、御礼を出してほしいという要望には、やはり町はこたえて御礼状を出さなければならないのではないのかなというように感じられるわけです。今後調査をするとは、それはいつごろになりますか。いつごろ調査をして、どういうふうな方向にするのか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） まずもって、短期派遣と長期派遣の違いでございますけれども、短

期派遣はその派遣元の身分を取得したままこちらにまいりますので、一般的に出張旅費でお手伝いに来ていただいております。期間的には1週間、あるいは長い人で2週間ぐらい。途中で交代すると。長期の場合は、併任発令ということで、南三陸町の職員の身分も併任して発令をいたします。ですから、身分は二つ持ったまま、当町の職員としても身分を発令して業務についていただく。そういった違いがございます。今も先ほど申しましたように、長期の場合は、基本的には私どもでその分を、給料の分については後でお支払いするというところで、給料は我々がお支払いするというような格好になろうかと思えます。

これまで、短期派遣は多いときで1日140人くらいお手伝いをいただきました。現在は、40名から50名でございます。実人員で申しますと、2,000人以上は短期派遣でお手伝いをいただいたとそういった数字が残っておりますが、延べでまいりますと毎日140人、10日間で1,400人ということになりますので、延べでいいますと何万人になろうかと思えますが、実人員でいいますと2,000人ほどの短期派遣で応援をいただいているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ボランティアあるいはNPOというようなことでございますが、一つにはいわゆる最初にいろんな団体が入ってきた時点で、できればボランティアセンターを通していただきたいといったのは、そこに理由があるんです。それぞれがばらばらに入りますと、こちらの方も把握が非常に困難になるとそういうことがございましたので、ボランティアセンターを通して入っていただきたいというのはそういうお願いをしておったということでございます。ボランティアセンターのホームページを見ていただくとわかりますが、そういったことがすべて書いてありますし、例えば何か事故があってもボランティアの保険とかそういうこともございますので。ボランティアセンターを通しておいでいただいた方につきましては、やはりボランティアセンターの方からそういうお礼状が届いていると、既に届いているとそういうような状況でございます。

ですから、今でもNGO、NPOが入ってきておりますし、実際に先ほど私がお答えしましたが、そういう協議会をつくりたいんだというようなそういうご提案がございましたので、その方々に主体的に集まっていただいてそういう協議会をつくるというようなことでございます。ですから、その中でどういう団体が入っているのかというようなことを把握をさせていただこうと思っておりますので、町といたしましてはそれのお手伝いをするというような、そういう今のところスタンスでやっております。

謝意の表し方につきましては、先ほど言いましたように今後検討させていただきたいと思

ますが、そのいわゆる調査というのはそういった方々が主体的に協議会をつくっていただけるといふようなことをございますので、その結果を待ちたいといふようなこと、時期についてはこちらの方からはお願いといふようなこと、お願いはできると思ひますが、その方々がどういふ把握をするかといふようなこと、なかなかお答えするのは難しいかとそういふふうにおもっています。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） これは、町長に伺ひます。今回の震災で、全国各地から大変な支援をいただいたわけ、人的支援といふこと。これらに対して、感じるわけですが、私は感じるんですが、いわゆる関西広域連合とかそういった組織立てのもとに、これまでは被災地ではなかったからそういう感覚もなかったけれども、これを教訓としてやはり今後何がしかの考えることがあるのではなからうかと私個人では思ひますが、町長はその辺のところをどのように考えておられるか。

それから、そのボランティアの方です。私がこういう質問をするのは、ふるさと納税とボランティアで来るのは違ひけれども、ふるさと納税で支援をするという方もあるわけ。そうした方々にはいわゆる今までのようにお返しといふものがあつたりするわけですね。ところが、ボランティアですからこちらはむろん見返りも求めないし、そういう気持ちで来るわけですからそれほどする必要もないんであらうと思ひますが、そうした整合性の問題もまたあるわけ、一方においては。だから、そうしたことから感謝状の1枚もないと言われたくないんです、要するに。あの町にボランティアに行ったんだけど、何もありがたがられない、さっぱり感謝状の1枚もよこされなかったとこういふことのないようにしたいという思ひから、こういう発言をするわけ。一方において、納税した者に対しては記念品まで行くわけですから、そうしたその整合性のバランスはどういふものかなと考えるところもあるからこういう質問をするわけ。いずれにしても、御礼といふものは何ぼしても余計だといふことはないわけですから、これだけの大災害で支援されたんですから、やはり感謝の気持ちは十二分にあらわさなければならないと思ひますので、そういうものはぬかりなくやっていたきたいとこう思ひます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 関西広域連合、現在で第30陣入つてございます。今回の大災害におきましては、関西広域連合の皆さんにカウンターパートといふことで宮城県には兵庫県とそれか

ら徳島県ということで、2県がカウンターパートで宮城県にご支援をいただきました。継続的においでいただいたということにつきましては、本当に我々は助かりましたし、大変な戦力になったというふうに認識をいたしております。

実は、そういった思いもありまして、たしか4月だったと思うんですが、宮城県の市町村長会議がございました。その際に、私の方から知事の方にお話しをさせていただいたのは、今回関西広域連合がこれだけ本当に戦力になっているということで、できれば、余りないには越したことはないんですが、どこかで災害があった場合にこの恩返しはしなければいけない。したがって、東北広域連合、これをつくって支援をするというふうな声掛けを知事の方から東北の各知事にしていただけないかというお話をさせていただきました。知事は非常に乗り気なんですけど、ところが残念ながらほかの知事さん方は連合ではなくて連携程度でいいんじゃないのというふうなお話で、なかなかちょっと前に進まないというお話をしていただきました。ですが、やっぱり我々はこういった大災害でご支援をいただきまして、またどこかの地域で、災害はないに越したことはないと繰り返して言いますが、あった場合に、やはり町としてそんなに何人も長期に出すというのはちょっと難しい。したがって、そういった連合をつくった中で、この南三陸町として支援をする職員を派遣するというのが非常に我々としてもその方がありがたいなというふうな思いがありますので、今後も知事の方にはその辺の働きかけはしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） すみませんが、2問目のお答えをさせていただく前に、私の方からふるさと納税の関係でちょっと補足をさせていただきますが、実は今回予算書の18ページに、まちづくり推進費で予算書の18ページの中段でございますけれども、ふるさと納税寄附者謝礼ということで150万円の減額をさせていただいております。先ほど説明をしなくて大変申しわけなかったんですが、今回そういう贈答品を贈ってきた業者もほとんど被災を受けましたし、そういった関係で6月のホームページで今年度はそういった謝礼については行わない、贈答できませんというようなそういったPRをさせていただいて、それでもなおかつふるさと納税で寄附する方が多くおられるんですが、今年度に限りましてはそういうことで寄附をいただいた方には、そういったこれまでのような記念品につきましては、今年度は見送りをさせていただいておりますので、第2問のお答えの前に私の方から補足の回答をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、先ほどの件でございますが、一つにはやはりルールづくり、それぞれみんなばらばらに入ってしまうとそれが把握できないというようなことがございますので、そういうボランティアの方々あるいはNPO、NGOの方々の協議会を早く立ち上げていただいて、そういったルールづくりをしていただく。それから、うちの方で先ほど言いましたように入っている方々を把握させていただいて調査をする。先ほど申しましたように、やはり今回については謝意の方向づけを早く定めるというようなそういったことが必要になると思いますので、その作業をなるべく早目に進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） ほかに。9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） 26ページの農業振興費のところ、先ほど担当の方からの説明では、歌津の方のライスセンターが田表に移設されると言ったような気がするんですけども、それは田表のものが流失したので宮方前の方に新設するということではないのでしょうか。

それと、もう一つ。

27ページの水産業振興費のところ、これは今までのものは状況あるいは国からの補助金によって4分の3とかが出るようになっておりますが、今回国の補助以外に水産振興事業として、養殖用機材などを緊急整備事業として5億円が出まして、それをグループで、人数が5名以上あればトラックとかユニック車あるいはテント、倉庫などを使用するように貸与が期間を定めてあるということが、漁協を通じてそういう話があるんですが、そのところをもう少し詳しくお願いします。

以上、二つです。

○議長（後藤清喜君） ちょっと待ってください。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

---

午後1時05分 再開

○議長（後藤清喜君） おそろいですので、まだ時間は早いですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番議員に対する答弁を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、ご答弁したいと思います。

第1点目のライスセンターの場所でございますけれども、ご指摘のとおり一部変更させてい

たきます。以前、田表にあった施設でございますけれども、それを波の来なかったところまで後退させてそこに設置したいというふうなことで、それは官方ということで、そのようにお願い申し上げたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 水産業の関係でございますが、今回の震災被害の復旧ならず、国の方からの補助金に関しましては、個人資産の形成には補助金は出さないというのが原則でございます。なものですから、すべて共同でということが原則になっています。ただ、漁業生産に関しましては、例えばワカメのけたですとか、あるいはカキのいかだあるいはけただとかに関しましては、最終的には個人の方に帰属するものですから、それらの復旧に関しましては減価償却された後の価格の3分の2を国の方が補助するということですが、それ以外の例えば船ですとか、生産活動には欠かせませんね。それらに関して、船を購入する際に、個人でつくる場合にはそれは国の補助対象とはなりません。最低でも5人以上の方々で共同で新たに船を持つあるいは買うという場合には3分の2を補助するということなんです。任意の方々で5人以上集まって国の補助事業を申請するというのはなかなかその事務手続きが面倒なものですから、ですからその組合員の分の事務手続きを漁協が取りまとめて補助申請をするとそういうことですから、例えば船を持つにしても漁協が所有して、漁協が購入をしてそれを組合員の方々に国から3分の2の補助をもらって、残り3分の1は組合員の方々に貸す。貸すというのは、すぐその場でその3分の1を徴収するのではなくて、何年間にわたって貸すというそういうような仕組みになっているはずなんです。

議員がお尋ねの、例えば5人で組んでトラックを買う場合には、それはその漁協で貸すというのもそのシステムの一環でありまして、その5人の方々に国の方に補助申請をすればいいんですけれども、そこがなかなかその事務手続きが煩雑なものですから、漁協が肩代わりしてそれらの事務手続きをして補助申請をして、そしてそのトラックを購入した暁に、その5人の方々が共同で使うために貸すんですよという、それは私が前段で申し上げたそういうシステムにのっっていることとして、今回の補助メニューのその一環であるとそのように認識しております。

以上です。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） それでは、船を買うときに……。

○議長（後藤清喜君） マイク。

○9番（小山幸七君） 船を買うときに、例えば5人で1隻買った場合の話なんですか、5人で1隻ずつ買った話なんですか。

それと、これは政府でやることですよね。私がさっき質問をしたのは、国の補助事業では対象外となることなんです。それが、気仙沼振興事務所から来ておりまして、補助事業以外に大体宮城県に優先みたいなことを聞いたんですけれども、宮城県漁協以外のところはまた別な対策があるというようなことで、宮城県の方で例えば気仙沼市に近い陸前高田市とかそういうところでも加入するときにはまた別口のメニュー、条件があるようなことを聞いたんですけれども。それで、ことしの養殖業に間に合うようなそういう機器材を用意して、それは大体、私が聞きたいのは、3分の2は、今5億円あるそうなんです、何か来ているとか。それで、それが3分の2がそちらから出て、3分の1を漁業者の方で支払いをする。その残りの漁業者の3分の1のまた2分の1がどこからか出るような感じなんです。追加補助です。追加補助をすると書いてあるんです。ですから、端的にいきますと、15万円がかかったら3分の2ですから、10万円がその方から出て、それでその後の残りの5万円の分の2分の1ですから2万5,000円でいいのかなと。5人でやれば、1人5,000円でいいのかなというところを聞いたかったんです。

それで、これは大体いつごろから何年くらい。この分の締め切りは10月14日となっているんです。今月14日締め切りというようなことになっているので、それで詳しくもしわかったらと思って今お伺いしたところなんです。

農協の方はわかりました。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、仮に5人の方が組んで船を手に入れる際に、1そう必要なのか、5そう必要なのかというのは、その方々のその生産活動の形態によると思います。1そうだけで間に合うようなそういう共同作業であれば、それはそれで結構でしょうし、もっと多く持てばそれだけの経費がかかるということだと思います。ですから、それはこちらで決められるものではないと思いますし、それから購入経費のその3分の2を補助するというのは、それは国の方のシステムがそうになっておりまして、それにさらに別な方面からの補助というのを私どもの方では聞き及んではおりません。

今回、この補正計上をしておりますのは、その国の方からの補助というものではなくて、別な公益財団からの補助ということなものですから、これは私どもの方では個人個人にということではなくて、あるいはその任意の5人の方々の共同でということではなくて、さっき申

しましたようにその組合員の事務手続き上、漁協が一括してやるという場合に、そういうときに3分の1の経費は受益者が負担しなければならないものですから、その一部にしてくださいということで今回補正計上をしております、今その議員が持っておられる資料に関しましては、申しわけございませんが私の方では国から流れてくるもの、あるいは振興事務所からとさっきおっしゃいましたけれども、それらのものに関しましても私がさっき申しましたのが私が今把握している内容でございます、ただこういう時期なものですからいろいろと混乱しておるところもありまして、あるいは私の方で手に入っていないものを議員の方でお持ちなのかもわかりませんが、それ以上のところはちょっとわかりかねます。すみません。

○議長（後藤清喜君） 9番小山幸七君。

○9番（小山幸七君） わかりました。これ以上詳しいところは、漁協の方に行って聞けばわかるということですね。はい、わかりました。

○議長（後藤清喜君） ほかに。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 20ページの選挙費でちょっとお伺いをいたします。

宮城県議会一般選挙ということで計上されております。今回、投票所とかそういうのはどういうふうに考えておられるのか。

さらには、期日前投票システム導入委託料、こうありますということは、1カ所ではなくて複数箇所で期日前投票ができるのかどうか。

あと、町民バス臨時運行委託料ということでございますけれども、これは町外に仮設住宅がありますので、その人たちへの対応かと思うんですけれども、この辺のことを詳しくお知らせいただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、まずもって投票所でございますが、従来は21カ所ございましたけれども、現段階では9カ所に投票所を再編して、今回の県議選を考えております。

それから、その分期日前投票を増やしまして、ベイサイドアリーナ、それから平成の森、南方イオンの団地、津山公民館、入谷小学校というふうに、従来は2カ所の期日前投票所ございましたが5カ所に増やしまして、できるだけ期日前投票で投票をしていただくような呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

それから、バスでございますけれども、今は町民バスが土日走っておりませんが、選挙の日につきましては平日と同じように町民バスをお願いしまして、できるだけそういった投票所の方に仮設住宅等から足を運びやすいような体制を組んでいきたいというふうに考えてござ



います。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） 従来の21カ所を9カ所、それで期日前投票所を5カ所ということですが、そうなりますと例えば私の住んでいる地域の林際投票区というのはなくなるということで考えてよろしいですか。9カ所に集約ということであれば。その分、入谷小学校であるとか、こと入谷に関しては大丈夫だと思うんですけども。

あとは、9カ所のうち、歌津地域はちょっとよくわかりませんが、戸倉地域は投票所を学校でやるのか、その辺をお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回、多くの投票所も震災を受けましたし、基本的な考え方は今回行われる県議選につきましても浸水域でない高台というふうに計画をしております。具体的に申し上げますと、戸倉地区は自然の家1カ所を予定しています。戸倉地区で自然の家1カ所。それから、入谷地域につきましても入谷小学校1カ所。入谷小学校1カ所。そのほか、志津川小学校、旭ヶ丘、バイサイドアリーナ、荒戸小学校、そして歌津地区につきましても活性化センターいずみ、歌津中学校体育館、名足保育園ということで歌津地区については3カ所を予定しております。

○議長（後藤清喜君） 8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） そうすると、随分集約化されて、投票率もかなり影響があるのかなというふうに感じます。費用対効果といいますか、そちらこちらにも余り開設できるものでもないとは認識しておりますけれども、やはり皆さんにとってはちょっと投票所が遠くなって不便だな、さらにはいろいろ情勢もあろうかと思っておりますけれども関心の方が薄れてどうなるかと感じますので、こういう体制で行くものと思っておりますから、ぜひ啓蒙、啓発活動に力を入れていただいて、投票率の低下につながらないように万端の体制でやっていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第99号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第99号、平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第99号、平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災を受けた方の介護保険料の減額及び免除に係る財源等について、補正予算として計上するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、東日本大震災により厚労省より介護保険災害臨時特例補助金が交付されることになったことに伴いまして、被災を受けた方の第1号介護保険料の減免措置を講じ、財源の組みかえを行うものであります。

では、43ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入ですが、1款の保険料でございますが、現年度分特別徴収保険料というようなことで1億2,790万8,000円を減額いたします。内訳につきましては、全壊が4万800円掛ける3,000人でございます。これで1億2,240万円。それから、大規模半壊、半壊が2万400円掛ける270人で、550万8,000円。合計が1億2,780万9,000円ということでございます。

次に、国庫支出金それから4目介護保険料事業費補助金でございますが、これにつきましては2億3,397万2,000円というようなことで増額をいたします。内訳でございますが、保険料の減免分が、先ほどの1億2,790万8,000円。それから、利用者負担額の免除措置分というようなことで2,080万円、それから施設入所に係る食費、居住費減免措置分が7,862万4,000円、

それから保険者機能回復のための支援事業費分、これは事務費に当たる分ですが664万円というように、これの合計が2億3,397万2,000円というようにことです。

それから、総務費の繰入金として1,000万9,000円を減額いたします。これは財源の組みかえ分でございます。

44ページに入ります。

歳出でございます。

1款総務費の認定事業費の関係でございますが、336万9,000円を減額いたします。内訳につきましては、節のとおりでございます。

46ページをお開きください。

2款1項1目から8目というように2,028万円、これは節に書いてあるとおりでございます。

それから、同じく46ページになりますが、2款2項1目から5目というように、それぞれ52万円を増額いたします。この補正額の合計が、先ほど申しました利用者減免措置分の2,080万円というようになります。

それから、46ページの諸支出金におきまして、第1号被保険者の保険料の還付金でございますが、これにつきましては平成23年3月、いわゆる過年度分の日割り計算分でございます。90万円でございます。これは、次ページの予備費の方からの充当ということになりますので、よろしく願いをいたします。

それから、47ページでございます。

これにつきましては、特定入居費支給金というようにございまして、これにつきましては施設利用時の食費とかそれから居住費に当たる部分でございます。7,862万4,000円、これがまた増額ということでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第100号 平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第100号、平成23年度南三陸町居宅介護支援特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第100号、平成23年度南三陸町居宅介護支援特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において一般会計繰入金を、歳出においては人件費をそれぞれ補正するものがあります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

今回の東日本大震災により、以前にもお話ししましたがケアプランの作成件数が大幅に減っております。理由といたしましては、民間事業者を育成するためというようなことで、民間の方にその件数を流しておりますので、その分に伴う財政措置でございます。

まず、歳入でございますが、手数料として1,085万4,000円を減額いたします。一般会計の繰入金を695万1,000円というようなことで、増額をいたします。

次に、57ページでございますが、人件費、職員1名分というようなことで、これを減額いたしまして、一般会計というようなことで組みかえを行いました。ちなみに、22ページに一般会計の社会福祉費の方に職員給料というようなことで207万9,000円の増額分が入っておりますので、これが一致するというようなことでおわかりだと思います。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第101号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第101号、平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第101号、平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、仮設魚市場の運用に必要な備品等の整備に係る費用を計上するため、所要の措置を講じるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 予算書の66ページ、67ページをお開き願います。

66ページの方の歳入でございますが、まず雑入でございます。

雑入で9,000万円は、一般会計でご説明いたしましたヤマト福祉財団からの助成金9,000万円をここに計上してございます。それから、6款国庫支出金でございますが、市場整備事業費補助金ということで6,937万5,000円を計上しておりますが、当初は仮設市場をつくる際に、これは1次補正では国の補助対象とはなっておりませんでして、2次補正ではその3分の2が補助対象となりました関係で、今回ここに補助分を、これは市場の建屋分の補助金の関

係でございます。補正前に金額の1,380万というのは、市場で使う備品の関係でございましたが、備品でも魚の選別機ですとか、ベルトコンベヤーの分の補助金の関係でございました。

次に、67ページの歳出でございます。

15節の工事請負費240万円を計上してございますが、これは実は氷をつくる際に塩水でつくる氷機の関係なんです、これはスラリーアイスというんだそうなんですが、これが当分の間、半年間ほど日立製作所の方から借りて使うということにしておりましたが、実は県の方からそのスラリーアイスの正式なものを無償でよこすというそういうような連絡が入りましたので、その設置に係ります基礎工事部分を今回新たに240万円、付帯工事費として計上させていただいております。

それから、18節備品購入費でございますが、これは市場の事務室等で使います机あるいはコピー機だとかそれからパソコン等の事務機器の備品でございます。

それから、28節繰入金でございますが、当初国庫補助の対象にならないだろうということで一般会計から繰り入れしていただいていたんですが、それが国庫補助の対象になりますし、それからヤマト福祉財団から助成金をいただきますので、この一般会計からの繰入金を一般会計の方へ繰り戻すというそういうような内容でございます。予備費の方で、福祉財団の方からいただいた助成金の関係を、余ったという表現ではちょっとあれですけども、後でまた使う関係があるかもしれませんのでここに予備費として計上させていただいているとそういう内容でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 算

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第102号、平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第102号、平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本補正は、歳入において一般会計繰入金を、歳出において漁業集落排水事業費を補正するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所所長（千葉雅久君） それでは、細部説明をいたします。

75、76ページをお開きくださいませ。

歳入といたしまして、一般会計より2,080万円を繰り入れまして、排水施設管理費委託料、管路施設等の災害査定設計委託料並びに発電機リース料として支出するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第103号、平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第103号、平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正は、歳入において分担金及び一般会計繰入金を、歳出においては下水道総務費及び下水道施設管理費についてそれぞれ所要の措置を講ずるものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所所長（千葉雅久君） それでは、細部説明をいたしますので84ページ、85ページをお開きください。

歳入といたしまして、分担金、負担金の補正減、それから4款繰入金としまして一般会計より4,122万5,000円を繰り入れるものでございます。

歳出といたしましては、管理費159万9,000円の減でございます。

それから、下水道施設管理費でございますが、下水管路等の修繕並びに委託料としまして、下水関係のカメラ調査等の業務委託料並びに災害査定設計委託料でございます。

それから、2目水道施設管理費でございますが、使用料あと工事請負費800万円、これは下水道切りかえ補償工事費として計上しております。

よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第104号 平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第104号、平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第104号、平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正は、収益的収支のうち歳入について東日本大震災により給水不能となった期間の水道料金収入を減額するとともに、資本的収入及び支出において災害からの復旧工事に係る建設改良費を増額するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所所長（千葉雅久君） それでは、細部説明をいたしますので、94、95ページをお開きください。

収入でございますが、水道事業収益の営業収益2億3,000万円を減額いたしまして、1億6,000万円ということで補正でございます。今後、6カ月間で見込まれる料金を1億6,000万円と計上しております。

それから、営業外収益としましてその不足分5,000万円を一般会計より繰り入れているものでございます。

支出としまして、水道事業営業費用でございますが、全体で1,376万7,000円の補正をいたしまして、営業費用としまして、123万3,000円の減でございます。

営業外費用といたしまして、支払いリスク及び企業債取扱諸費、借入金利息として1,500万円を計上してございます。これは、ただいまご説明がりましたが、一時借入金といたしまして限度額15億円を借り入れた場合の利息でございます。

次のページ、96ページをお開きくださいませ。

資本的収支でございますが、収入でございますが、資本的収入といたしまして国庫補助金10億3,487万5,000円、一般会計からの補助金2億9,200万円。

それでは、支出の方をご説明いたします。

資本的支出ですが、建設改良費、補正予定額として10億9,741万5,000円を補正するものでございます。工事請負費10億5,421万円、委託料といたしまして4,699万4,000円でございます。この一般会計補助金の2億920万円でございますが、これは事前に総務課長の方からもご説明ありましたが、災害復旧工事に12億円からこの国庫補助金10億4,800万円を差し引きました1億5,200万円の繰り出し基準でございますが、これは繰り出し基準に基づきまして一般会計の方から調節しまして1億920万円、水道の自己負担金としまして4,280万円を出すものでございまして、その1億円分につきましては事前にお話がありました小森ポンプ場の、三陸縦貫道の関係で移転するわけでございますが、その分の費用を補助金として出しております。これは、現在国土交通省の方と補償移転について協議中でございますので、この国交省から補償費が示され次第、繰入額を減額補正する予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第105号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第105号、平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第105号、平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本補正につきましては、病院事業に対する寄附金を財源に備品を購入するため収益的収入及び支出において増額補正の措置を講じ、企業債による医療機器整備事業を中止とすることから、資本的収入及び支出について減額の措置を講ずるものであります。

細部につきましては、病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 補正予算書の103、104ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、3条の収益的収支につきましては、収入といたしまして寄附金を奈良県医師会と、それから神戸大学同窓会というようなどころからの寄附金が引き続き来ておりますので、それを収入の方に入れました。

それで、支出の方につきましては、寄附金をもとにしまして消耗備品費が大分なくなっておりますので、そのような消耗備品の購入費に充てたいということで、医業費用の方に掲げております。

それから、特別損失としましては、30万円を計上してはいますがけれども、これは過年度決算を行いましたけれども、その後精査して、一応請求書とかについては出したんですけども、決算後その請求が来ているものがあるということでございまして、それを過年度損益修正損で支出するという内容でございます。

それから、その下の104ページでございしますがけれども、資本的収入及び支出ということでございしますがけれども、これは企業債で予算として医療機器を購入するということにしていたけれども、その医療機器につきまして病院がこういう状況であるということで、予定しておりました医療機器が購入できないということになりましたので、企業債の方を取りやめるということでございまして、それに伴いまして出資金の整理とか、4の寄附金につきましては寄附金で備品を購入するということにしていたけれども、購入して残がありましたので、その寄附金を3条予算の方に8万4,000円の戻し入れをするということでございまして、支出としまして企業債で購入する医療機器についてすべて取りやめるということで、7,381万

7,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 発議第2号 土地売買の調査に関する決議について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、発議第2号、土地売買の調査に関する決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読分省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ただいま事務局をして朗読したとおりでございます。理由といたしましては町の契約方法及び契約の相手方として適正かどうかを調査する必要があるためということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 本件に関しましては、昨日の議案審議の中で結果的に否決されたという形でございます。したがって、地方自治法第100条第1項の規定により調査と。さらには、土地売買調査特別委員会に委任するんだと。そして、その理由として町の契約方法及び契約の相手方として適正かどうかを調査する必要があると、いわゆる否決された部分でございますので、これ以上の調査目的はないというふうに私は判断いたします。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今の3番さんの発言は、何の発言ですか。議長は、提出者への質疑と思うんですが、討論になったんですか。あるいは、何の発言。これは、無駄発言。何なの、今のは。議会会議規則にのっとってやってください。何ですか、今のは。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 大変、不慣れなもので失礼いたしました。

いわゆるその調査目的がない段階で、これから調査委員会を設置して調査する、その必要性があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） あるから提出したんです。

○議長（後藤清喜君） ほかに。ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ただいま提出されております委員会の100条調査について、大変この100条調査というのは権限を持つものでありまして、調査権を発動する場合は行財政上の重大な事件や特殊な政治問題等などが発生した場合とか、決算その他の重要な案件の審査をする場合となっております。

私は、この土地取得問題については、今までの議会の中で執行部からの提出書類は議会からの要請にはその都度提出され、その内容についても十分な説明がありました。私は、この100条調査委員会でなくてもいいのではないかとそういうふうに思っておりますので、この案件には反対いたします。

○議長（後藤清喜君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議発第2号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成諸君の起立を願います。

〔賛成議員 起立〕

○議長（後藤清喜君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。（「議事進行をちょっと」の声あり）はい。

○14番（三浦清人君） ただいまのこの議発で出されました委員会の設置については終わりました。決算審査特別委員会の中で、この件に関する特別委員会を設置するというので、星委員長が皆さんに諮って、そして可決されました、設置と。それは、委員長の方から議長に報告になっていると思うんですが、それについてはどのような取り計らいをするんですか。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。議員の方々は、議員控え室の方にお集まり願います。あと、執行部の皆さん、ちょっとここでお待ちください。

○議長（後藤清喜君） それでは、先ほど議会運営委員会を開催しまして確認したいことがありますので、議員の皆さんは申しわけございませんが、もう一度控え室の方にお集まり願います。

執行部の方、再開を2時50分といたします。

午後2時01分 休憩

---

午後3時08分 再開

○議長（後藤清喜君） 大変、執行部の皆さん、お待たせしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

平成22年度決算審査特別委員会の決定事項でもあることから、特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として議第することに決定いたしました。

---

追加日程第1 特別委員会の設置について

○議長（後藤清喜君） 追加日程第1、特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

土地売買の事務に関する調査については、議長を除く14人の委員で構成する土地売買調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、土地売買の事務に関する調査については議長を除く14人の委員で構成する土地売買調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後3時09分 休憩

---

午後 3 時 1 2 分 再開

○議長（後藤清喜君） 再開します。

ただいま開催されました土地売買調査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果について議長へ報告がありました。委員長に西條栄福君、副委員長に鈴木春光君が選任されましたのでご報告いたします。よろしく願いいたします。

---

日程第 1 1 閉会中の継続調査申し出について

○議長（後藤清喜君） 日程第11、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、三陸自動車道建設促進に関する特別委員会、議会行財政に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会、土地売買調査特別委員会より会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしを認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで町長よりあいさつがありましたらお願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 9月定例会、大変長期にわたりまして議員の皆様方にはお疲れさまでございました。きのう、3次補正が閣議決定ということでございますので、そういった中で復旧、復興に向けて頑張りたいと思いますので、議員皆様方のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。大変ありがとうございました。

○議長（後藤清喜君） ここで私からも。

今後、ますます寒さが厳しくなります。皆さん被災して、仮設住宅で一応落ち着いたといってもまだまだこれから復興に向けて長いわけでございます。皆さん、住民の意見を聞きながら、議員の皆さんには特に頑張ってくださいたいとそう思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（後藤清喜君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成23年第11回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時15分 閉会